

平成 23 年度会費納入のお願い

平成 23 年度の会費について、近日中に請求書を送付いたしますので、払込取扱票にしたがって郵便局にて入金をお願いいたします。会費は会員サービスや学会としての活動を継続するための原資であり、前納制になっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

請求書にご不審がある場合は、事務局までお問合せ下さい (TEL : 03-3259-8232)。

注意事項

1. 請求書兼払込取扱票には、お名前、会員番号、金額、納入済み年度 (西暦) など必要事項が記入されておりますので、そのまま郵便局でお振込み下さい。払込料金 (120 円) は、ご負担願います。
2. 平成 23 年度会費以外に平成 22 年度以前の会費が未納の方には、その分を加算して請求いたします。
3. 国際会員 (IAEG Japan 会員) の方には、国際会員会費を加算して請求いたします。
4. 銀行の代金回収サービス (預金口座自動引落し) 制度に登録されている方、および所属会社の一括納入扱いとなっている方には、請求書は差上げません。別途請求いたします。
5. 平成 23 年度の会費を既に納入された方には請求いたしません、金額に不足がある場合には不足分を請求いたします。
6. 会費は以下のとおりです。

正 会 員	年 額	7,000 円	賛 助 会 員	年 額	40,000 円
学 生 会 員	年 額	3,500 円	定 期 購 読	年 額	10,000 円
国際個人会員 (IAEG Japan)	年 額	6,500 円	国際賛助会員 (IAEG Japan)	年 額	30,000 円
7. 住所、勤務先、会誌送付先に変更があった場合は、変更事項を事務局へご連絡下さい。連絡には、FAX (03-3259-8233) あるいは E メール (KWY0456@nifty.com) で、氏名、会員番号、電話番号等変更事項をご記入の上、送信下さい。「住所等の変更届」の様式は、学会ホームページからダウンロードできます。
8. 会費が 1 年以上未納となった方には、原則として会誌発送及び研究発表会への参加・発表が停止されます (規則第 39 条)。また、会費が 2 年以上未納となった方は会員の資格を喪失することとなりますので (定款第 9 条)、ご注意下さい。

一般社団法人日本応用地質学会定款

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には資格を喪失する。

- 一 退会した時
- 二 死亡もしくは失踪宣告を受けた時
- 三 会員である団体が解散した時
- 四 除名された時
- 五 会費を 2 年以上滞納した時
- 六 その他全代議員たる社員の同意に基づく時

一般社団法人日本応用地質学会規則

(会員の資格権利及び特典)

第 39 条 正会員は、定款第 12 条の権利を有する他、次の特典を有する。

- 一 学会誌等の配布を受けること
- 二 学会誌、その他の出版物又は研究発表会において発表できること
- 三 研究発表会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の各種行事に優先的に参加できること
- 四 この法人の事業・運営についての意見を述べること

②学生会員、賛助会員及び名誉会員も正会員と同様に、前項の一から四までの特典を有する。

③会費の滞納が 1 年以上に及ぶとき及び連絡先が不明となったときは、第①項及び第②項の特典が停止される。

※会費納入の方法が銀行振込みの方、および所属会社で一括払いとなっている方で、平成 22 年度末 (3 月末) で退会を希望される方は、早急にご連絡くださるようお願いいたします。